<対策のポイント>

東日本大震災により被害を受けた農業者等に対して、復旧・復興のために必要となる資金が円滑に融通されるよう利子助成金等を交付します。

<事業目標>

被災農業者等への資金調達の円滑化による農業経営の復旧・復興

く事業の内容>

1. 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 500(598)百万円

○ 被災農業者等が(株)日本政策金融公庫等の災害復旧・復興関係資金を借り入れる際の返済負担を最小限とするため、借入金利が実質無利子(最長18年間)となるよう利子助成金を交付。

2. 農業経営復旧·復興対策特別保証事業

8(9)百万円

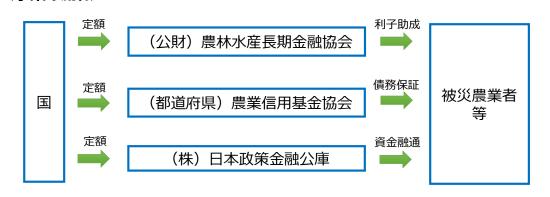
○ 復旧・復興のための取組に必要となる資金を借り入れる被災農業者等に対して、 農業信用基金協会が**債務保証をする際の保証料の引下げ(免除)**に必要な資金を交付。

3. 株式会社日本政策金融公庫補給金

7(10)百万円

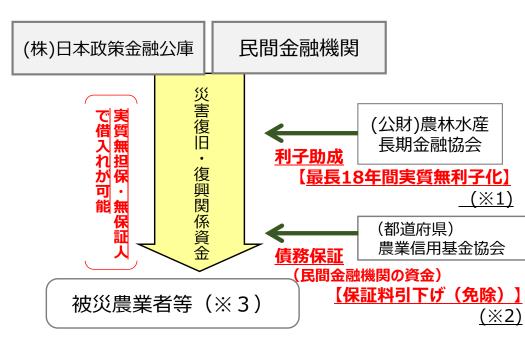
- 被災農業者等に対し法定無利子資金(注)を融通した(株)日本政策金融 公庫に対し、利子補給金を交付。
 - (注) 担い手育成農地集積資金、農業改良資金

<事業の流れ>



く事業イメージ>

【資金借入れの流れ】



- (※1) 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業
- (※2) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業
- (※3) 原子力災害被災12市町村の者に限る。

[お問い合わせ先] 経営局局金融調整課(03-3501-3726)